

環境やまぐち推進会議会長 様

山口県環境生活部長

「ぶちエコやまぐち～CO₂削減県民運動～」について

本県の環境行政の推進につきましては、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、省エネ・節電など、地球温暖化防止への取組を促進するため、今年度も『ぶちエコやまぐち』を合言葉に、CO₂削減県民運動に取り組みます。

ついては、下記のとおり、『ぶちエコやまぐち』を宣言する事業所を募集しますので、貴会員に対して周知いただくとともに、本取組に御協力くださるようお願いいたします。

また、本年度より、再エネ電力利用宣言（別紙参照）の項目を追加しました。これまで『ぶちエコやまぐち』を宣言された事業所においては、今年度も引き続き、本取組への御協力をお願いするとともに、取組内容に変更がある場合のみ、提出様式に変更箇所を御記入の上、御提出くださるよう併せて周知をお願いいたします。

記

1 募集対象

以下のいずれかの取組を行う予定の事業所（企業、団体、学校等）

- ・クールビズ
- ・ウォームビズ
- ・エコドライブ
- ・緑のカーテン
- ・ノーマイカー
- ・ライトダウン
- ・エコ活動
- ・再エネ電力利用宣言

2 応募方法

- ・提出期限 令和 4 年 5 月 11 日（水）
- ・提出様式 「ぶちエコやまぐち宣言書」の写し（別紙）
- ・提出方法 下記担当あてにメール、FAX等で提出

3 留意点

- ・これまで宣言された事業所で様式の提出がない場合は、これまでの宣言内容とさせていただきます
- ・宣言書の原本は、事業所への掲示等により、職員への周知に御活用ください
- ・今年度の県内一斉ノーマイカーデーは 10 月 21 日（金）です
- ・ノーマイカーに取り組む事業所には、ノーマイカーキャンペーン期間中に利用可能なバス半額券を配布します（後日、利用希望調査を行います）
- ・クール&ウォームシェアについては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当面の間、周知・啓発は行いません

4 ホームページ

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/buchieco/>

環境政策課 地球温暖化対策班

担 当：黄波戸

T E L：083-933-2690 F A X：083-933-3049

E-mail：kiwado.aya@pref.yamaguchi.lg.jp

「ぶちエコやまぐち宣言書」における宣言項目の追加について

令和4年度宣言書から、下記のとおり「再エネ電力利用宣言」を追加しました。

この「再エネ電力利用宣言」は、県の令和4年度からの新たな取り組みである「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」において、「やまぐち再エネ電力利用事業所」の認定を受けるための要件の一つとなっています。今後、認定申請をご検討される事業所様におかれましては、この機会に宣言いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 追加項目

再エネ電力利用宣言

2 概要

事業所で使用する電力を、今後2030年までに再エネ電力へ切り替えることを宣言していただくもので、再エネ電力の調達割合は、次の4段階から選択いただけます。

＜選択できる再エネ調達割合基準＞

30%以上、50%以上、70%以上、100%

なお、宣言いただいた内容については、県ホームページ「やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度」内で公表を予定しています。

3 やまぐち再エネ電力利用事業所認定制度について

(1) 目的

県では、山口県内の再生可能エネルギー（太陽光、風力、水力、バイオマス等）によって発電された電力（以下、「やまぐち再エネ電力」という。）の利用に積極的に取り組む県内事業所を認定し、県内におけるやまぐち再エネ電力の利用拡大を図ります。

(2) 概要

①再エネ電力利用宣言事業所（「ぶちエコやまぐち宣言書」において宣言）

県内事業所において、今後2030年までに再エネ電力の調達へ転換することを宣言した事業所を「再エネ電力利用宣言事業所」として、県が登録します。

②やまぐち再エネ電力利用事業所

実際に再エネ電力を調達し、以下の認定基準を満たしている宣言事業所又は宣言事業所内の事業場等を、「やまぐち再エネ電力利用事業所」として県が認定し、認定証を交付するとともに、県ホームページ等で公表します。

＜認定要件等＞

対象事業所	県内に事業場その他工場を有し、再エネ利用に積極的な事業所及び団体
再エネ電力調達方法	①自家発電 ②再エネ電力の購入 ・小売り電気事業者との契約（再エネ電力由来メニュー） ・PPAモデル等を活用した電力購入 ③再エネ電力証書の購入
認定要件	①宣言事業所として登録を受けていること ②再エネ電力が1年間の総電力供給量の30%以上含まれること ③再エネ電力のうち、一部でも「やまぐち再エネ電力」が含まれていること
認定条件	以下に定める再エネ電力の調達割合に適合した基準により認定 ①30%以上、②50%以上、③70%以上、100%

(3) 運用開始時期

令和4年6月を予定